

調 達 公 告

制限付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成24年鳥取県告示第221号（建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について（最終改正：令和5年4月1日施行）。以下「一般的事項等告示」という。）、鳥取県建設工事等紙入札執行要領（最終改正：平成19年10月22日）及び公益財団法人鳥取県建設技術センター建設工事等の入札に関する規程（最終改正：平成24年4月1日）に定める事項を承知の上、応募すること。

令和5年8月21日

公益財団法人鳥取県建設技術センター 代表理事 河田 英明

発注工事	工事名	第2三谷事業所舗装修繕及び洪水調整池掘削工事（R5）			
	工事場所	鳥取市河原町三谷			
	工事内容並びに構造及び規模	舗装修繕 路面切削工 路面切削 A=1,570平方メートル 舗装打換え工 上層路盤（t=50mm） A=370平方メートル 表層（t=50mm） A=370平方メートル オーバーレイ工 表層（t=30mm） A=6,000平方メートル 区画線工 区画線設置（ペイント式） L=2,250メートル 洪水調整池掘削 掘削工 掘削 V=1,400立法メートル 土砂等運搬 V=1,370立方メートル			
	工期	162日間			
	発注工種	アスファルト			
	予定価格	39,294,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。）			
	発注機関	公益財団法人鳥取県建設技術センター			
	入札参加者の条件	会社要件	単独・共同企業体の別	単独	
			本店所在地	東部区域（鳥取県土整備事務所管内及び八頭県土整備事務所管内）	
			建設業許可	舗装工事業に係る特定建設業の許可	
入札参加資格（格付）			アスファルト（A級）		
総合点数			-		
総合評定値(P)			-		
同種工事の実績			-		
技術者要件		設計業務の受託者	株式会社ヒノコンサルタント	住所	鳥取県米子市日久美町31番地5
				電話	0859-33-5093
		配置技術者の専任の要否	専任を要しない。		
その他	配置技術者の資格	舗装工事業に係る主任技術者となることができる資格を有する者であること。 また、鳥取県建設工事入札参加資格審査申請書様式第9号（以下「職員調書」という。）に記載し、登録されたもの（申請後に変更を生じた場合にあっては、開札日の前日までに変更届を提出し受け付けられたものに限る。）であること。			
	施工管理実績	-			
	現場代理人としての実績の認否	-			
応募方法	提出場所	公益財団法人鳥取県建設技術センター 総務研修課	住所	鳥取県倉吉市福庭町2丁目23番地	
			電話	0858-26-6051	
	応募期間	令和5年8月21日（月）～令和5年9月4日（月） 午後3時まで			
	応募書類	一般的事項等告示様式のうち入札参加条件として必要な項目について記載すること。			
	持参書類	応募期間中に持参したものに限り受付する。			
	提出部数	1部			
入札手続	郵送の可否	郵送可（書留郵便とし、応募期間中に到着したものに限り受け付ける。）			
	入札方式	紙入札			
	質問提出期限	令和5年8月29日（火） 午後4時まで			
	回答期限	令和5年8月31日（木） 午後4時まで （回答は当センターホームページ http://www.tctcplaza.or.jp/ に掲載する）			
	入札日時	令和5年9月5日（火） 午前11時00分 即時開札			
	入札場所	公益財団法人鳥取県建設技術センター 技術支援ホール（プラザ棟2階）			
	入札保証金	入札日に有効な入札資格を保有している者に限り免除とする。			
適用される制度	最低制限価格制度（公益財団法人鳥取県建設技術センター建設工事等の入札に関する規程第17条による。）				
支払条件		令和5年度			
工事関係図書の閲覧場所		公益財団法人鳥取県建設技術センター総務研修課及びインターネットの当センターのホームページ http://www.tctcplaza.or.jp/ に掲載する。	住所	鳥取県倉吉市福庭町2丁目23番地	
問い合わせ先	事務手続	公益財団法人鳥取県建設技術センター 総務研修課	電話	0858-26-6051	
			住所	鳥取県倉吉市福庭町2丁目23番地	
	事務手続以外	公益財団法人鳥取県建設技術センター 建設支援課	住所	鳥取県倉吉市福庭町2丁目23番地	
			電話	0858-26-6089	
備考		1 当該工事の監督職員及び検査職員は、鳥取県鳥取県土整備事務所の職員の中から任命する。 2 設計及び工事の施工にあたり、当該工事の設計単価、積算基準、検査基準のほか、本設計図書に定めのない事項については鳥取県土整備部の規程等に準拠するものとする。 3 最低制限価格の範囲は県に準拠している。 4 予定価格算出のための単価は、鳥取県土整備部の令和5年7月10日（一部改訂）の7月単価（ https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/722816/050710kouhyoukouji.pdf ）を適用している。			